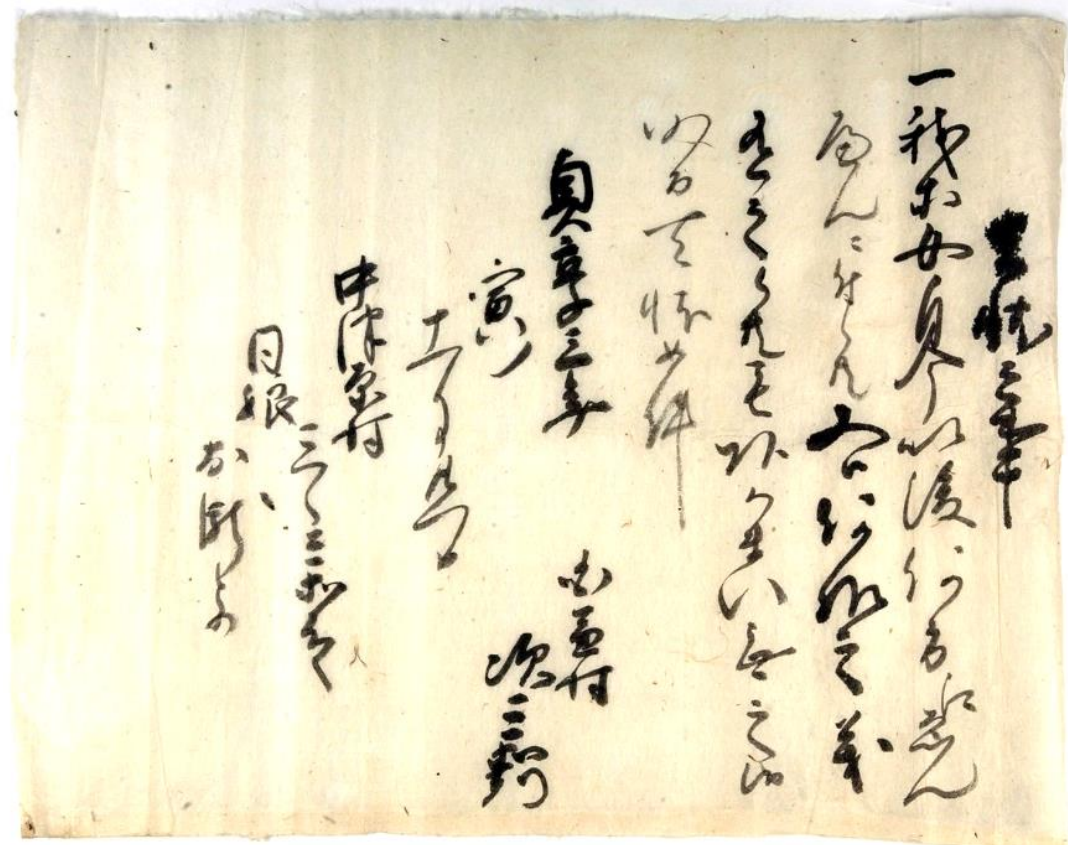


三行半（離縁状）



1686年（貞享3）「去状之事（離縁状）」 玉村九兵衛家文書（当館寄託）[デジタルアーカイブへ](#)

<p>解説</p> <p>離縁状は、江戸時代に庶民が離婚する時、夫から妻（または妻の父兄）へ交付した文書です。おおむね三行半で文章が終わることから、「三行半」といわれています。かつては夫が自分勝手に妻を離縁できたとして、女性の地位の低さを示すと考えられてきましたが、最近の研究では、夫に落ち度がある場合も同様の文書が書かれていることがわかりました。</p> <p>江戸時代は離縁状の受け渡しによって夫婦ともに再婚することができ、離縁状のない再婚は処罰の対象となることもありました。</p>
<p>福井とのかかわり</p> <p>玉村九兵衛家は1646年（正保3）には米ノ浦（現・越前町米ノ）の庄屋役をつとめたことが確認できる旧家で、その後も代々村役人をつとめました。米ノ浦は越前海岸の南部に位置する漁村で、古くは干飯浦と称しました。</p> <p>本資料は国兼村（現・越前市国兼町）の次兵衛から、中津原村（現・越前市中津原町）の三郎兵衛とその娘お滝に対して出された離縁状の写しです。何らかの経緯で米ノ浦の玉村家に伝わり、保管されたものと思われます。</p>
<p>資料の注目ポイント</p> <p>離縁状には「我等勝手に付き」などの離婚理由が書かれることもありますが、本資料のように離婚理由が全く書かれないものも多いです。</p> <p>最も重要な部分は「自今以後何方へ縁辺に付き候とも、又は何様の義これあり候とも毛頭かまいこれ無く候」の部分で、意識すると「今後誰と再婚しても構わない」となります。これがいわゆる再婚許可文言で、女性は離縁状をもらうことによって再婚の自由を得ることができました。実際にそうした女性も多かったようですが、資料中の「お滝」については、その後再婚できたかどうかはわかりません。</p> <p>本資料は2008年に歴史研究者によって調査され、その時点では「日本で最古の離縁状」とされていました。日付は1686年（貞享3）11月21日で、「去状」という離縁状を表す表題に加え、「三行半」の書式が備わっています。このことから関西を中心に、この時期には離縁状の書式が整ってきていたことが推測されます。</p> <p>なお、2014年には山梨県甲府市の八代郡楠甫村（現・西八代郡市川三郷町）に伝来する離縁状が1667年（寛文7）のものであることがわかり、こちらが現在では最古の離縁状とされています。</p>

<p>翻刻文</p> <p>去状之事</p> <p>一我等女自今以後何方江ゑん 辺（<small>へん</small>） へんニ付候共、又ハ何様之義 <small>これありそうらうとももうらう</small> 有之候共毛頭かまい無之候、 <small>これなくそうらう</small> 仍而去状如件</p> <p>貞享三年 寅ノ 十一月廿一日 中津原村 三郎兵衛殿 同娘 お滝との</p> <p>国兼村 次兵衛判</p>
--

関連資料、展示等

名称	概要	備考
「去状之事（離縁状）」	玉村九兵衛家文書（当館寄託） 資料番号 D0075-00171	デジタルアーカイブ福井で閲覧可能。 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-370787-1-p1
福井県文書館月替展示 「載ってる。出てる。－文書館資料出張編－」 平成 27 年 12 月 25 日（金）～28 年 1 月 20 日（水）	「去状之事（離縁状）」を展示。	当館 WEB で公開中。 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fukui/08/m-exhbt/201601AM/201601.html
「文書館だより」第 12 号 平成 20 年 10 月 31 日発行	「資料紹介」で「去状之事（離縁状）」を解説。	当館 WEB で公開中。 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fukui/08/tayori12/tayori12.html

参考文献等

- ・高木 侃『三くだり半と縁切寺－江戸の離婚を読みなおす－』（吉川弘文館、2014 年）
- ・高木 侃『写真で読む三くだり半と縁切寺』（日本経済評論社、2017 年）